

議案第 1 2 0 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 6 2
年川崎市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

6 2	等々力緑地公園 地区整備計画区 域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された等 々力緑地公園地区地区計画において地区整備計画が定め られた区域
-----	-------------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

6 2 等々力緑地公園地区整備計画区域

建築物の用途の 制限の緩和	観覧場は、建築することができる。
壁面の位置の制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の 位置の制限を超えてはならない。
建築物の高さの 最高限度	建築物の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。た だし、第 1 号又は第 2 号アの規定を適用する場合において、階段

	室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。 (1) その全部又は一部を観覧場の用途に供する建築物にあつては、45メートル (2) 前号の建築物以外の建築物にあつては、次に掲げる数値 ア 15メートル イ 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

等々力緑地公園地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。